

議員（大平 恭大）

では3番、大平 恭大、一般質問させていただきます。

まず質問の前に当たりまして、2点、申し上げさせて顶きたいと思います。

まず1点、まず本日の一般質問は、9月13日の9月の議会の委員会の時に質問しようとしたところ、町の方からは弁護士からの回答を得てからしたいということで回答が得られずに今日に来てという部分の質問と、あと、元々は本日、補助金の話で大変恐縮ですが、また補助金の話申し訳ないんですけども、元々はこの補助金というのは、同じ多度津町から選出されております藪議員が本町の空き家を使って子どもとお年寄りの高齢者の交流の場を造りたいということで、前の健康福祉課長と相談していたところ、B & Gの提供する補助金の制度があるというお話で、寿町の自治会の役員会、あるいは総会に了承を取った上で、話を進めていました。

ただ、町の方からは公募にしたいというお話があったので、公募となったんですけども結果2社、手を挙げて寿町ともう一つの事業者、前は名前を出したんですけども本日は「事業者A」ということでさせていただきますけども「事業者A」が選出されてしまって寿町の自治会、あるいは役員会としては非常に不安に思っているというところで本日の質問に至っております。

そういうことで、本日はその補助金の公募の仕方と審査が適切であったのかということを中心質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、1番目の質問に入らせて頂きます。

本年、2024年4月3日付で「多度津町子ども第3の居場所、推進事業の補助金対象者の公募について」という新たな補助事業の公募がありました。補助事業の概略をご説明下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の補助事業の概略についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、地域の繋がりが希薄になる中で家庭の抱える困難な複雑深刻化しており、安心して過ごせる場所がなく、孤立や孤食、発達特性による学習や生活上の困難、経済的理由による機会の創出など孤立してしまう子どもが少なくないことが問題となっています。

「子ども第3の居場所事業」は、困難に直面している子どもたちを対象に自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育成することを目的に学習支援や食事の提供、野外活動など様々な体験機会を提供する学校でも家でも塾でもない子どもたちが安心して過ごせる新たな居場所を提供する事業で、公益財団法人B & G財団が公益財団法人日本財団と提携して、2018年度から子育て支援事業として拠点設置や運営支援に取り組んでいます。

令和6年8月末時点で第3の居場所を導入した自治体は全国44都道府県、235拠点を設置しており、課題を抱える子どもたちに対して直接的な支援が可能になった家

庭のニーズに応じた支援を展開していきやすい学校などの関係機関と緊密な連携体制により、保護者にとっても子育ての課題解消に繋がっているといった成果が感じられているそうです。

「多度津町子ども第3の居場所事業」については、当該事業を町内で実施する団体に対し、開設、または運営に係る経費を補助するものであり、本補助金の財源はB & G財団からの助成金であることから、本町が当該助成金の交付を受けるためにB & G財団からの審査を通過する必要があります。

本事業の実施に当たっては、補助対象事業を公募することと公募に際し、募集期間、選考方法、その他、公募に必要な事項を定めて補助金交付要綱を策定して、これを公表することとされており、令和6年3月21日付で「多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱」を策定して公表しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきます。

多分、概略を説明お願いしますとって質問したんで、ちょっとなかったんだと思うんですけども、補助事業ですので金額ベースでの説明をお願いしたいのと本日、14の質問を出させて頂いてますけども、それについては弁護士さんの確認をとっているのか、あるいは進めて頂いているのかということの規定と事実を教えてくださいませんか。

副町長（岡部 登）

大平議員の再質問にお答えを致します。

14の質問全てに弁護士の回答を聞いたかということでございますが、B & G財団のご質問だという風に伺っておりますので、そのことについては確認をしております。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

大平議員の質問の中にありますNPO法人、条件については、まだ所轄が香川県の方になります。

香川県の方に議会前に問合せしたところ、「まだ調査中です」ということで、まだ公表出来る段階ではございませんということで、県の方の所轄の方の判断をもって弁護士の方もそれがなければ判断出来ないということで、今のところまでお話出来る内容ではございません。

金額ベースの方ですが、設置費用として5,000万円で運営費としては、ちょっと今、今日持ってきてなかったんですけども、諸条件がありまして子どもの利用人数に応じて、そういう機能運営費となります。答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。分かりました。弁護士について確認中だけど答えがもらえてないんで、今、返事がないということで本日は来てたので最初に質問させて頂いたのと、あと金額の方ですけども、町の方からお答え頂けなかったので私の方から答えさせて頂きますと、まず子どもの居場所の土地が自前で必要なんですけども建物を新築する、改修する修繕する、その費用が最大5,000万円出ます。

そして建物が完成後は、毎月、運営資金として120万円頂けます。

そういう補助がついてます。それは3年間続きます。3年間続きますので120掛ける12で1,440万円、それが3年間ですので4,320万円ということで、あとプラス、実は車も貰えますということなので、大方の9,320万円と車というような事業になってます。

我々が3月の議会で説明頂いているのは、その建物資金の補助金ということで、運転資金事業資金部分は、建物が出来てからということで本年度ならないとそういうご判断だと解釈してますけども、まず、5,000万円の事業を国の補助金の事業を本日もするということで、質問を続けさせて頂きます。

まず、公募開始に際し町民宛に、いつからどのように公募したのか教えて下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公募開始の広報についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本事業の公募については、令和6年3月議会において令和6年度の当初予算が成立するのを待って令和6年4月3日に公募を開始しました。

公募を実施するに当たり、広く提案を求めるため、本町ホームページにて募集記事を掲載するとともに町公式SNSであるLINE、Facebook、X（旧ツイッター）にて情報発信しました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（大平 恭大）

再質問させて頂きます。

SNS等で広報したということなんですけども、まず、その日付を教えてくださいでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

先ほど答弁致しましたとおり、4月3日に公募を開始しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（大平 恭大）

再々質問になります。

大変恐縮ですが、私が今、裁判になっています補助金の時の話になりますけども、その時は町の広報誌にも記載があり、業界団体であるところの商工会議所にチラシを持ち込む。あるいはメールを送る。あるいは個別の企業への通知のような手段としてチラシを用意する。とこういうような手段があったんですけども、今回は、そ

ういった手段はとられていないんでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

議員さんが今おっしゃられた広報手段については、利用しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

では今答弁の結論としましては、500万円の時の補助金の事業の時よりも広報のレベルは下がったというような理解になるんですけれども、では質問を続けさせていただきます。

まず公募期間は、3月の議会で承認になった後なんですけれども4月3日から5月7日までの35日間でした。

5,000万円の補助事業の公募にも関わらず短いと思いますが、町の見解を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公募期間についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたとおり、令和6年度の当初予算成立後の令和6年4月3日に公募を開始しました。

公募期間が35日間であったことについては、令和7年3月31日までに事業を開始しなければならないため、まず本町で補助対象事業者を決定し、B&G財団の担当者によるヒアリングや現地調査等の一次審査、その後、開設費助成申請書類を当該財団に提出して開設費助成内示通知を得られた場合は設計資料を提出し、その結果により開設費決定通知、助成契約締結と手続が進んでいくことになります。

以上の日程を逆算して、申請出来る期間であることを確認して、今回の募集期間を設定しました。

また、経済産業省と中小企業庁が共同で運営されているミラサポPlusのウェブサイトで、補助金や助成金などの支援について分かりやすくアナウンスされており、補助金のポイントとして申請期間には限りがあり、1箇月前後である場合が多いと掲載されています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問の4番目に入りますけれども当該補助事業に応募するに際し、事業者はどのような準備をする必要があったのか、教えて下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の当該補助事業に応募する際の事業者の準備についてのご質問に答弁をさせていただきます。

応募する際の第一段階として、4月26日までに「事業提案参加申込書」を提出する必要がありました。

さらに、5月7日までに企画提案書等一式として団体の概要、役員名簿、応募の動機・人員体制・事業の取組方針、実施場所、収支計画などを指定書式にて提出し、また、様式添付資料として登記簿謄本、定款、これまでの活動、実績が分かる資料位置図、間取りのイメージ図を準備する必要がありました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきますけれども、提出すべき様式、第7号で収支計画っていうのがあるんですけども、その中に工事の請負費と外構とか建築電気設備工事、機械設備工事その他の工事ということでしたら、簡単かも知れませんが、やっぱり見積りが必要になってくると思うんですけども、ですから図面を付ければ通ると思えなくて、やはり事業者さんからすれば、まず、公募があるのを知る。そうすると会社の組織もよりますけども、経営会議とか社員と諮ってそれに応募するかどうかを決める。

それで場所をどこに建てるか、あるいは用地をどう取得するか、あるいは既にあるものを使うのかみたいな検討があって、その上で構造上の確認をして建蔽率・容積率みたいなところ、そこは設計屋さんがやるのかも知れませんが、設計屋さんをお願いをし、実際の工事業者の候補のところに見積りを取るみたいな作業が必要になるんだろうと思います。

その上で5番目の質問になりますけども、今、簡単に示しましたが私の中ではそれ位の作業が要るんじゃないかなと思ってまして、で、回答を踏まえ、再度お聞きしますがなんですけども、35日間でそれに対応することが可能であったと思いますでしょうか。お願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の35日間でそれらに対応することが可能であったと思いますかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁を致しましたとおり、今回の募集については令和7年3月31日までに全ての審査を通過して助成までに通知を受けなければならないということで、ここ数年のうちに、そういう事業をしたいなと考えておられる事業者であれば、この35日間でも対応可能であったと本町では考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

今の答弁なんですけども、多度津町が5,000万円の「子どもの居場所の補助金事業」をやるのをあらかじめ事業者予想していろと。そういう答弁に聞こえたんですけども、そんな未来予想が出来る町民はいないと思います。

世の中的には色んな補助金があって、そうですね。ウェブを見ると色々な自治体が行っているのは分かると思います。

ただ、それが多度津町で採用されるのかされないのかっていうのをあらかじめ予見するというのは非常に不可能だと思いますし、今回の話も先ほど申し上げたとおり、たまたま、藪議員が寿町の空き家を使って何か出来ないかというのを町に相談した結果、こういう補助金があったっていうことで紹介されたとかいう経緯なので、これをあらかじめ予想して出されたら、それを待って準備してろよっていうような答弁ってのは非常におかしいと思うんですけども、その次の質問をさせていただきますが、実際の応募事業者は先ほど申し上げた2事業者のみでした。

事前の広報活動を踏まえ、補助金事業起案の想定と比較するなど町の見解をお伺いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の応募者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、本事業への応募事業者は2者でありました。

議員のご質問にあります事業起案時に応募者を見込むことは困難でありましたが、広く提案を求め、最も適格な団体を補助対象者とする趣旨から子どもために活動出来る団体に、より多く応募して頂くことを希望していたものです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

7番目の質問に入ります。応募した2つの事業者は現職の町会議員に関係のある事業者でした。公募の始まる4月よりも数箇月前から知っていました。

このような公募が公平性を担保していると言えるのか甚だ疑問に思いますが、町の見解を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の公平性の担保についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所については前述しましたとおり、2018年度からB&G財団が実施している事業であり、今回の募集については今年度内に事業を開始しなければならないことから、同様の事業をここ数年のうちに開始しようとしている団体であれば、情報収集を行う段階で同財団が毎年募集を行っていることや事業実施を希望する自治体が外部団体に補助を行うことで、事業を実施することが可能であること令和6年3月21日付けで多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱を策定して、公表していることは承知されていたことと認識しています。

また、6年前から補助事業を行っている同財団のホームページ上からも誰もが閲覧可能な状況であることから、本事業の方法については公平性が担保されていると認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

公募に関わる質問は大体以上になってしまうんですけども、もう1年3箇月前に私が補助金で聞いたのと基本的に同じで、町の回答も大体同じなんです。

基本的に私は短いと言ってます。で、結局あの時も国に報告しなきゃいけないので、年度で報告しなきゃいけないんで事件性がありましたっていうことで、結局、短期間しかとれなかったとなって、今回も7年度の3月末までに選定してもらわなきゃいけないので短い期間しかとれなかったですっていう話なんですけども、私からすると自分たちの都合で仕事が進んでるようにしか思えなくて、やっぱり町民からすると、やはり色んなニーズがあったり希望があったりしてますけれども、やっぱり多度津町に期待する部分、しない部分と両方ありますが、やっぱりこういう補助金が出るとなったら、やっぱりビジネスチャンス拡大するチャンスなので、やはり等しく公平に知らせて欲しいというのが、まずあると思います。

本来、私があるべき広報というのは、こういう大きな事業ですから、やっぱり一月ぐらいは、周知広報の期間があって、1箇月位検討の期間を差し上げて、さらに3箇月目位に1箇月位の期間で募集をするというような段取りでないと初めて知った人は、4月の3日から5月7日で、まず無理です。

ゴールデンウィークもありますけども、休みなしで公務員やサラリーマンもそうですけど土日休みだし、ここに遊びに行くしっていうところなんですけども、その日程踏まえても35日ありますけども土・日とかゴールデンウィークを考えると実働時間は、もっと短いです。

それで、それを知らずに終わってたとか、知ったとしても、もう5月7日まで出せっていうのはまず無理なので、そうするともう見えない力で町民排除しちゃってるのと一緒になんですよね。これはもう、1年3箇月前の質問の趣旨ともおんなじです。やはり、ある程度大きな事業、これまでにないことをやるのであれば、しっかり周知期間を設けないとほとんどの町民が分からずにこぼれてしまうということを認識して、そこは、やっぱり改善して頂きたいと言いますか、再考して頂きたいと思います。

済みません、8番目の質問をさせていただきます。5月17日の審査の結果、NPO法人『A』が選定されました。現在、補助金の交付手続はどこまで進んでいるのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の補助金交付の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。
前述しましたとおり、本補助金の財源は全てB&G財団からの助成金であり、補助金の額は当該財団が町に対し、助成を決定した額となります。
進捗状況については、補助対象事業者が決定したことをB&G財団に連絡した後、B&G財団による当該事業者に対するオンラインヒアリング、さらには現地調査が実施され、その結果、一次審査通過の連絡を受けたところです。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問9番に入ります。「企画提案書作成要領」において団体の概要欄に（商業）登記簿謄本、定款を添付することとなっていますが、登記簿謄本、定款は何の目的のために提出させているのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の登記簿謄本、定款は何の目的のために提出が必要なのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、応募に当たり、様式第3号「団体の概要」の添付書類として「登記簿謄本」「定款」の提出を求めたところです。

様式第3号の内容としては、法人の所在地、名称、代表者、設立年月日、沿革及び児童に関する活動内容について記載するものであり、これら記載内容を確認する資料として前述の資料提出を求めたものであります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきます。事業者の出してもらった概要の中に、これまでどのような事業をやってきたのかとか、今後どのようにしていつてくるのかっていうのを記載する欄がありますが、事業内容は確認する必要はなかったんでしょうか。お答えお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に、答弁させていただきます。

これまでやった事業につきましては、登記簿謄本とか定款以外にやってきた事業が分かる資料を添付して頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。再々質問ですけれども済みません。定款と登記簿謄本以外に、これまでやってきた事業分かる資料を添付して頂いているとお答え頂いたんですけども、それはどんな資料なんのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁させていただきます。

これまで団体が行った事業とかイベントとかの資料ですね。そういうものを数多く提出して頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

ですから、提出した資料ということは結局、その事業者が作ったこれまでの歩みのような資料を付けてもらった、そういうことですね。

それは分かりました。じゃあ質問10に入ります。選定されたNPO法人『A』は、令和4年8月5日付、要綱第40号に基づく多度津町まちの再生高付加価値化促進事業補助金事業において、民泊新法に基づく民泊事業を行うべく496万9,000円の補助金の交付を受けていますが、商業登記簿謄本・定款ともにそれに当たる事業の記載、登記がありません。町は審査時にどのように認識してたのでしょうか。

議長（小川 保）

大平議員、確認します。今の町は審査時にどのように認識していたのでしょうかとの質問ですが、どの審査時のことをおっしゃっておりますか。

議員（大平 泰大）

この5月の5,000万円の補助金の審査の時です。はい、よろしいでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の審査時の認識についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたとおり「団体の概要」の確認資料として「登記簿謄本」「定款」の添付を求めたものであり、法人の所在地、名称、代表者、設立年月日、沿革など子ども第3の居場所事業費補助金に必要な審査について適正に行われたと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

で、定款とか謄本に法人がやるべき事業の記載がないということは、この後の質問でありますけども法令の違反であります。

で、本来、町が知り得る立場になれば、やむを得ないんですけども、私がつらつらと令和4年から始まって申し上げたのは、今、私まさに去年大騒ぎした補助金のことなんですよね。

で、その補助金の時に思い起こして頂くと9月の委員会でも許可をとったんですかみたいな質問をしたことあるんですけども、民泊新法に基づく民泊の許可は、その時、オンラインで申請出来ますので取れましたということでご回答頂きましたが、一方で、やはり定款にないというのは、これは問題で。個人であれば、これは生まれた時に、もう年齢に関係なく、高齢者であるなど等しく自然人として全ての権利が与えられます。

議員は成長に従って発生していきます。一方で法人は、定款に定めた目的、事業の目的において事業活動が制限されるという風にされておりまして、その定款にないというのは非常に問題があると、これちょっと済みません、次の質問になるんですけども、その知り得る立場にあった町が定款にないというのをその時に審査で気がついたのか気がつかないのかを再質問しますけども、お答え頂けますでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所事業につきましては、対象団体として非営利の団体法人であるということが規定されております。

NPO法人でなければならないというものではありませんので、NPO法人で、大平議員がおっしゃる法令違反であるとかいうのは今県の方で調査をしておりますので、第3の場所事業と審査に基づき、審査の方はさせて頂いております。以上、答

弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません、再々質問ありますというか、私が確認しているのは、5月に膳本とか定款を受入れた時に町が補助金を出した民泊事業の記載がないんです。

それに、町は審査の時に気付きましたかとお伺いしてるんですけども、お答え頂けましょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

もちろん、その件につきましては、認識しております。ただ、法令違反かどうかについては今、県の方で調査しておりますので、その件に関しては、まだ、その県の調査結果を待っております。以上答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

審査の時に定款、商業登記簿膳本に民泊事業、実際は宿泊業とか旅館業とか書かなきゃいけないんですけど、それでないのは、町は認識してたということで理解致しました。

そして質問の11に入ります。ここから法律の話になりますけれども、民法第34条によれば、法人は定款に定められた目的の範囲内において権利・義務を有するとされており、NPO法人の業法である「特定非営利活動促進法」によれば、定款の目的の変更は所轄庁の認証を受けなければならないと規定されています。

定款に民泊事業の記載が無いということは民法及び関係法令に違反していることとなります。

そのため、NPO法人『A』が所轄庁の認証を受けていないことを見逃し、同法人の定款の目的以外の事業、すなわち、同法人が権利・義務を有しない事業に町の補助金が交付されていることとなります。町の今後とるべき方針、方策を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の町の今後とるべき方針、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町のように補助事業として展開する場合の補助対象となる団体は、B&G財団の「子ども第3の居場所」実施・募集要項に、株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の外部団体と掲載されています。

本町での審査で、株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の団体であることを確認しています。

また、本町の子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱第3条において、補助金の交付対象者となる条件として、県内に主たる事務所を置く非営利法人であること以外に民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていないこと。法人住民税、

固定資産税を滞納していないこと。暴力団などとの関係がないことが規定されており、当該事業者は交付対象者として条件に該当していますので、適正に審査出来ているものと認識しています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問になりますけれども、本来あるべき要綱に、要綱に本来あるべきものがないということだと思ってるんですけども、結局、要綱の3条では、破産とか民生とかやってないとか税金を滞納してないとか暴力団でない関係ないということであれば審査通ってますってことなんですけども、通常の規定であれば、これにもう一つ、法令違反がないことっていうのが普通入る。で、私が指摘してる去年の補助金については、それが第3条に入っています。ですけどもこちらに入っていないで、入っていないがために審査を通過してしまってるというそういう説明なんですけども、規定がないということで、別に審査問題ないんですって言うてるんですけども、法令違反私は明らかなだと思ってるんですけども、町もそれは問題なしと考えますでしょうか。再質問をお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

法令違反かどうかを今、県の方で審査しておりますので、今のところ、町の方では法令違反とは認識しておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再々質問になりますけども、規定3条に法令違反がないことっていうチェック項目はないんですけども、本来この補助金では法令違反者であっても補助金を受けられるという理解でよろしいのでしょうか。

副町長（岡部 登）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

この第3の居場所事業に民泊事業が必要で、それが記載がないから法令違反に当たるという風には我々は理解しておりませんが、それがなければ法令違反に当たるのでしょうか。

再々質問に質問ではないんですが、我々はそういう風に認識しております。

議員（大平 恭大）

質問返しにお答えします。はい。民法34条なんですけども、結局、法人、先ほど申し上げたように人間はと言いますか、個人は生まれながらして全ての権利を等しく持っております。ただし、法人は民法34条の規定に基づきまして、定款の目的の範囲において権利を有し、義務を負うとなっておりますので、例えば民泊の事業の定款がないということであれば、その事業者は、まず民泊の事業をすることは出来ないということになりますから、まず募集をすることは出来ません。

泊めることは出来ません。泊めたからといってお金をもらうことは出来ません。

ましてやその補助金を受け取ることも出来ませんと理解しておりまして、そのところは、減額といいますか過去の判例も申し上げます。

今の、ちょうど国会でもやってますけど法人は献金出来るか出来ないかという話ですけども、一般の営利法人は、定款になくても献金は出来ます。

一方で、非営利法人は、もう判例で決まっていますけども、献金出来ません。それは何故かというとは非営利法人だから。

一般の法人とNPOで違うのは、何故か。このNPO法人は法律に関わってきますけど、一般の事業会社は営利を目的として、あらゆる努力をする活動する。それで利益を上げて株主等に利益配分する必要がありますので、そのためにしゃにむに働いていたので拡大が支給されてます。

一方で、非営利法人公益法人、NPO法人は、そもそもが税金がかからない団体で、寄附も受けられて、寄附を受けられてというのは寄附をした人が税の控除を受けられるので寄附がしやすい。そういう存在でありまして、本業の目的である本業をやっている分については、申告する必要がないというぐらい税の優遇も受けてる。そういう存在です。

で、民法34条とあと関係法令NPO法人法と言いますが、でいくと、そういう恵まれた環境にありながら、その他収益事業をやって本業にマイナスの事業をやってはいけないということで、NPO法は、あらかじめ役所に新しい事業をやる場合は届出を出し、これも届出を出した時に、まず、縦覧されます。

全国ネットに公開されて日本中全ての人が見られる状態になって、この会社が新しくやろうとしていることに意見のある人がいますかっていう縦覧期間があります。その上で問題がないとか事業計画とか問題ないとなれば認可がおりて、認可が下りると直ちに定款の変更をして2週間以内に登記をし、登記が終わった旨まで報告するという風にNPOもされてまして。やっぱりちょっと一般事業法人とは違う扱いをされている。それをNPO法で定められていてこの2つを合わせて考えると、まず、そもそも民法34条、本来とるべき事業の許可をとってないとか、定款にないというのは、普通はその事業会社がやっている人からすると考えられないことだと思うんですけどもその辺のところは、逆に役所の方も理解していかなきゃいけないのかと思います。以上です。

副町長（岡部 登）

ただ今の大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

済みません。色々説明して頂いたんですが、私が申し上げたかったのは、第3の居場所事業で民泊事業しないんですけど、それでも定款に必要なのかそういう風なことで考えております。

議長（小川 保）

反問権はありません。

議員（大平 恭大）

一応、公募という形で私が言いたいのは、公募という形で審査が行われています。で、法令違反のある会社と法令違反のない会社が手を挙げて法令違反のある会社を選出されて、法令違反のない会社が落選していると。だから、それがおかしいんじゃないですかと言ってるんです。以上です。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

多度津町子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱の第19条の方に交付決定の取消しということで規定されておりまして、補助金を交付することが特定と認めるときということで、その交付の取消しが出来ます。

補助金の返還ということで、第20条の方にも規定がありますので、重大な法令違反とかになりましたら、そういう19条や20条の適用という場合も考えられます。法令違反かどうかについては、まだ結果の方が出ておりませんので、町の方では判断出来かねておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

結局、町の方では法令違反かどうか判断出来ないとそういうことだと思いますけれども、やはり審査をする時に、やっぱりその知識が要るんじゃないかなと私は思いますので、よろしくお願いいたします。

次、12番に行きます。5月の審査に際してもNPO法人『A』の法令違反を見逃し、他の事業者を落選としたことは町の落ち度と考えます。町の今後とるべき方針、方策を伺います。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の町の今後の方針、方策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

先程答弁しましたB&G財団の「子ども第3の居場所」実施・募集要項にあります株式会社、営利型の一般財団法人及び一般社団法人以外の外部団体であること。

また、本町の子ども第3の居場所事業費補助金交付要綱第3条において、補助金の交付対象者となる条件として、県内に主たる事務所を置く非営利法人であること以外に民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていないこと。法人住民税、固定資産税を滞納していないこと。暴力団などとの関係がないことが規定されており、当該事業者は交付条件に該当しているものと認識しています。

以上を踏まえ、B&G財団より本町への助成が採択された場合は、適切に補助金交付の手続を進めていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再質問させていただきますけども。町は、私の指摘は法令違反に当たらないという認識なので、念のためとなっちゃうんでしょうけどもB&G財団には私の指摘してい

るところの民泊事業が定款にありません。当方ではありません。等のお話は、お伝え頂いてるのでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

B & G財団の方にも伝えており、B & G財団の方でも県の判断を待って、また、色々判断をする旨を連絡して、B & G財団さんから連絡を頂いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

法令違反も色々あるかと思うんですけどっていうか、一応ここは公の場なので、指を数えて申し上げませんが、私は別に民泊新法がないということだけを法令違反だと言ってるんじゃないかって、そのほか色々ございますので、因みに私の所感ですけども、この会社は平成31年3月までは、まともな感じでした。

というのもちゃんと平成31年3月には、介護用品販売事業っていうのは、きちんと定款に載っています。

当然、登記もされています。そして税務署に届出をして、ちゃんと法人住民税均等割も払っていますということなんですけども、それ以降の新たな事業について色々やっているようなんですけども、一切定款に動きがないというところで、非常に私は不信感を持っています。並びに経理についても、ややちょっと私として疑問に思うところあるんですけども、税金の中で、例えば固定資産税とか住民税に延滞がないということになるんですけども、仮の話でお伺いしますけども、正しく申告してなかった場合、税金が正しく申告されなかった場合、それは法令違反と言いますか補助金の対象になるんですか、ならないでしょうか、お答え頂きます。再質問です。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほど、紹介致しました補助要綱の中に虚偽の申告をしている場合には補助金の返還、取消し決定の取消しという規定がありますので、虚偽の申告をして滞納が判明した場合には、補助金の取消しや返還命令になると思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

質問13に入ります。事業者『A』に対し、斯かる事態となったことについて聴取していると思いますが、その内容を教えて下さい。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の事業者に対し、斯かる事態となったことについて聴取していると思いますが、その内容についてのご質問に答弁をさせていただきます。

第3の居場所事業については、斯かる事態もなく申請手続が進められていると認識していますので、斯かる事態となったことについての聴取はしていません。以上、

答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

お答えとしては、いわゆる問題事項が何も発生していません。何も聞いてません。こういうことだと思うんですけども、少なくとも9月の13日の委員会では、法令違反があるんじゃないですかというお話をある程度チラッの世界ですけどもさせていただきました。

で、あるいは審査の時に民法上がないっていう、気がついたのであれば、普通おやっと思うんだと思うんです。

私も元々銀行員なので、審査ばっかしやってみましたので、やっぱりあるべきものがなかったら、おやっと思えますんで。おやっと思えば、これはどうしてこうなってるんでしょうかとか事情を聞いて今後どうするのか、聞くって当たり前なんですけども町としての認識としては9月の13日に認識し、遅くともした。あるいは、もう今日のは、質問で聞いたのは、もう5月にしてましたということなので、それで今日まで何も聞いてないっていうのは違和感があるですけども、なぜ聞こうとしてないのかっていうのは、愚問かもしれませんけど、お答え頂けますでしょうか。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどから答弁させて頂いておりますとおり、法令違反かどうか県の方で判断しております。審査しておりますので、今のところ、町の方では聴取しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

再々質問になりますけども、では一応、現状、町としては法令違反を認めてないってことなので、今後も事業者『A』に対して補助金を出し続けるつもりなんですか。お答えをお願いします。

健康福祉課長（山内 剛）

大平議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

補助内容にもよりますが、補助内容に適合した団体であれば、補助金を交付することは可能だと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

最後の質問14番目の質問させていただきます。

法令違反を全く認識してないので、さらに愚問になりますけども町の再発防止策をお伺いします。

議長（小川 保）

本件は、健康福祉課長、山内君が回答するよりも、むしろ、副町長の方で回答願った方が。と言いますのも健康福祉課長の山内君の回答については、子ども第3の居場所ということに対する助成金であります。再発防止策っていうのは今後の大き

な問題、テーマの一つであろうかと思いますが、出来ますれば、岡部副町長の方からのご回答頂いた方がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。ご免なさい。回答の方向性としてよろしいでしょうか。

議員（大平 恭大）

はい、大丈夫です。

副町長（岡部 登）

大平議員の再発防止策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども第3の居場所事業の審査について適正に行われていると認識しています。

また、事業者が補助金等を得たのは、行政の補助金のスキームに何か不備があったということではなくて、提案された内容を真剣に、みんなが審査した結果そういう風になったという風に我々は考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（大平 恭大）

済みません。もう総括させていただきますけども、一般的に契約というのは当事者間においては有効です。ですから、口約束でも何でも成立します。

で、一方で、その口約束とか当然紙において約束してないこと、じゃ、それで揉めたらどうするのか。それで、答えに困ったらどうするのかってなると、そのために法律とか条例とかっていうのがあって、当事者間の取り決めで決められないこと、あるいは足りない部分は法令で補ってその法令に従うというのが一般的です。

で、今回の答弁は、結局、要綱に法令違反をチェックする要綱がないので、法令違反があったとしても補助金が出るのは審査として問題がないと。こういうお話なんですけども、基本として言えば、私は法令にないことについては法令に従うべきだと思ってますので、法令についての追求ってのは、引き続きさせていただきますので、大変恐縮ですけども、もし、これでそのままお金が出ることがあったら、私のこれまでの経験と言いますか、これまでの行為を見て頂いたら分かるかと思いますが、また個別の対応をさせて頂くことになろうかと思いますが、引き続き、よろしくお願いします。3番、大平 恭大、一般質問を終わらせて頂きます。